

福利厚生ポイント制度細則

株式会社エムエムインターナショナル

福利厚生ポイント制度細則

第1条（目的）

この細則は、従業員の就業意欲向上と職場環境の活性化を目的とし、従業員の日々の頑張りや貢献に対して、インセンティブとして福利厚生ポイントを付与することを定める。

第2条（対象者の範囲）

この細則は当社に在籍する全社員を対象とする。

第3条（定義）

本細則においては、次の用語は次の意味で使用する。

福利厚生ポイント：全社員を対象とした商品交換を行う為のポイント。

第4条（福利厚生ポイント）

1. 会社は、職場での社員の就業意欲の向上、職場環境の活性化などに寄与できる幅広い報奨の種類を企画し、インセンティブとして取り組みの難易度や貢献度を考慮して福利厚生ポイントを対象者に付与する。
2. 対象者は、付与された福利厚生ポイントを商品等に交換することができる。

第5条（本制度の運営）

1. 本制度は、運営を株式会社ステラパートナーが提供するカフェポイントサービス内にて行う。
2. 本制度の運営に当たっては、カフェポイントサービスの専用サイトを利用する。
3. 対象者一人一人に対し、本制度専用のユーザーIDとパスワードを付与し、対象者はユーザーIDとパスワードの管理に責任を負うものとする。

第6条（対象者への福利厚生ポイントの付与）

1. 対象者への福利厚生ポイント付与数および付与回数については、会社で設定した一定のルールに沿って定める。
2. 対象者に付与された福利厚生ポイントは本制度の中でのみ有効であり、換金することはできない。
3. 対象者に付与された福利厚生ポイントは付与された日から最大2年間の範囲で、会社が都度決定した期間内でのみ使用ができる。

第7条（福利厚生ポイント利用申込）

本制度を利用しようとする者は、カフェポイントサービス専用サイトにアクセスし、それぞれ指定された申込方法にて申込を行う。また、利用可能なエムエムポイント数を確認し、その範囲で利用申込を行う。

第8条（福利厚生ポイントの失効）

退職した場合は、退職日の翌日から、福利厚生ポイントは失効し、利用不可とする。

第9条（福利厚生ポイント利用の取消）

福利厚生ポイントの利用申込を行った者は原則取り消しをする事はできない。

第10条（福利厚生ポイント利用分の課税）

1. 対象者が利用した福利厚生ポイントは所得とみなし、課税対象とする。
2. 毎月16日～翌月15日までに利用した福利厚生ポイントは、該当月給与でその商品交換価値に応じた課税処理を行う。

第12条（利用者の心得）

本制度利用者は次の事項を遵守しなければならない。

1. 本サービスの利用のために定められたメニュー毎の利用方法等を遵守すること。
2. 利用者は本制度の利用者としての資格を第三者に譲渡、貸与、売却並びにこれらに準ずる行為は行わないこと。
3. 本制度で得た各メニューの利用権等を第三者に譲渡、貸与、売却並びにこれらに準ずる行為は行わないこと。

第13条（利用上の注意）

1. 利用者は本制度を不正に利用してはならない。

2. 前項の場合において会社が損害を受けた場合においては、これを利用者から賠償させるものとする。

第14条（主管）

この細則に関する事項の主管は、管理部とする。

附則

この細則は2022年10月1日より施行する。